

公益財団法人群馬県観光物産国際協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会（以下「協会」という。）定款第36条の規定に基づき、常勤役員（以下「役員」という。）の報酬の支給について定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、協会が役員に対し、役員の職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、理事会の同意を得て、役員に報酬を支給する。

(決定基準)

第4条 役員の報酬は、年額報酬とし、理事会が同意した報酬総額の限度内で、業績内容、世間水準、職員給与等とのバランス及び責任の度合等を考慮して、理事長が定める。

- 2 前項の報酬限度額は、次のとおりとする。
年額 1,080万円（月額 90万円）

(役員報酬の支払いと控除)

第5条 役員の報酬は、年額報酬を暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したときは、報酬は日割計算で行うものとする。
ただし、月の途中で死亡したときは、報酬はその月まで支給する。

(報酬の改訂)

第6条 役員報酬の改訂は、原則として毎年4月1日にこれを実施する。

- 2 業績の変化、その他特別の事情がある場合には、前項の改訂を当該事情が解消するまで停止し、又は現状の報酬額を減額するなどの臨時措置を行うことがある。
- 3 理事長は、役付役員に就任あるいは退任した場合の報酬については、それに応じて新しく報酬額を決定する。

(旅費の取扱い)

第7条 役員が業務により出張するときは、旅費支給規程により、旅費を支給する。

(賞与及び退職金の不支給)

第8条 役員には、賞与及び退職金を支給しない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この附則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この附則は、令和4年4月27日から施行する。